

女性・子育て世代・若者に選ばれる「くらし」と「しごと」ブランディング事業
委託業務仕様書

1 目的

人口ビジョンにおいて、将来人口の目標を 2040 年で 10,500 人程度と掲げている一方、社人研による最新の推計によると、2040 年の推計値は 8,490 人、前回推計の 8,811 人から▲321 人となっており、減少抑制に対するアクションを早急に講じる必要がある。

0～4 歳児については、令和 3 年から 5 年の間に 28 名の転入超過を実現した。その要因を深堀りし、本町の強みとしてブランディングし子育て世代の転入促進を図ることを目的とする。

一方で、令和 3 年から 5 年の社会増減を分析すると、20～24 歳の若者については 220 人が転出している。令和 4 年に山形県が実施した「若者の県内定着・回帰の促進に向けた県外進学者の県内企業への就職に係る実態調査」によれば、山形県内に U ターンするために必要な条件・環境に対しての回答が、「志望する仕事・職種に就ける」、「給料や手当、各種休暇など福利厚生が充実した就職先が多くなる」が 66.7%で同率 1 位。「やりがいを感じ、働きたいと思えるような企業が増える」が 40.3%で 4 位となっていることから、仕事や職場の充実が地方の人口確保に重要であることがわかる。本町の企業とディスカッションを交えつつ、女性や若者を中心とした人材確保のための職場改善、イメージアップに取り組む企業を増やすことで、女性や若者の転入促進・転出抑制を図ることを目的とする。

※本事業の KPI※

総合的なアウトカム：社会増減数の抑制（R5：▲25 人→R10：▲24 人）

アウトプット：本事業により職場改善に取り組む企業数（R10 までに 5 社）

20～24 歳の転出者数の減少（R10 までに 10 人減少）

0～4 歳児の転入者数の増加（R10 までに 10 人増加）

2 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 19 日(木)まで

3 業務内容

（1）女性等に対する町の子育て環境のブランディング

【事業としての将来像（3 年後の姿）】

女性・子育て世代・若者（以下、女性等）のさらなる転入の促進を目指し、本町の子育て環境についてのブランディングを行う。将来像として女性等の転出抑制、転入促進を推進していることから、女性等向けにブランディングを行う。

この3年間で実現した0～4歳の28人の転入超過の要因等を深く調査・分析し、その要因を本町の『強み』としてPR媒体とする。本事業の一環として実施する子育て支援住宅、若者移住・定住促進住宅をセットでPRし、これらをトータルで広報していく媒体が求められているため、その媒体を作りPRを展開する。

【令和7年度の業務】

令和3～5年度で実現した0～4歳の28人の転入超過の要因等を深く調査・分析し、その要因を本町の『強み』として明示する。

一方で、子育て世帯からは本町の賃貸住宅価格が高いという声が上がっていることが課題であり、近隣市町や類似団体との比較を行い、町で整備する子育て支援住宅、若者移住・定住促進住宅の利用料金設定の基礎資料とすること。

以上の調査・分析結果に基づいて、報告書を作成すること。なお、内容については別途町が策定する男女共同参画推進計画と連携を図ること。

具体的には、以下のようなものを実施すること。

- ・町内子育て世帯へのアンケート
- ・白鷹町に転入した子育て世帯へのアンケート・ヒアリング
- ・都市部・近隣市住民へのアンケート
- ・近隣市町や類似団体との子育て施策・住宅施策の優位性調査

※提案内容によって調整することがある。

(2) 女性等に選ばれる職場づくりの働きかけ

【事業としての将来像（3年後の姿）】

前述の目的達成に向けては、女性や若者にとって仕事や職場が魅力的に見えることが重要であり、職場環境整備によるイメージアップと、PRに向けたブランディングを行う。

イメージアップに前向きに取り組む企業を増やすための働きかけを行い、実際に取り組む企業を増やすことで、企業の人材確保とともに、人口の転出抑制・転入促進につなげる。

【令和7年度の業務】

女性等に選ばれる職場をつくるために、企業の働きやすい環境整備によるイメージアップとPRに向けた調査・分析を実施しつつ、企業とディスカッションを行う。加えて、企業の機運醸成に向けたセミナー開催、親世帯が望む働き方の見える化に向けた保育関係者を交えたワークショップを行う。

白鷹町総合戦略のKPIにおいて、

「育児・介護休暇取得者数の増加 R05:14人→R10:20人」

「町内企業学卒就職者数の維持 R05:17人→R10:17人」を設定しており、それらの指標を

意識し、調査・分析を行うこと。

具体的には、以下のようなものを実施すること。

- ・企業向けアンケート調査・ディスカッション
- ・若年女性向けアンケート調査・ヒアリング
- ・企業への働きかけセミナー
- ・親世帯や保育所のワークショップ 等

※提案内容によって調整することがある。

なお、本事業については、内閣官房全世代型社会保障構築本部がサポートする「地域の働き方・職場改革等に取り組む自治体」に位置付けられており、サポートチームとの連携を図りつつ進めるものであることに配慮願います。

4 成果物

- ・業務報告書 3部
- ・電子データ 一式

5 特記事項

- (1)業務の遂行に当たっては、関係法令及び条例等、本業務委託仕様書及び契約書を遵守するとともに、連絡調整を密にし、その指示に従うこと。
- (2)受注者は、発注者から提供を受けた資料及び業務上知り得た事項等を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後についても同様とする。
- (3)仕様書に定めのない事項については、その都度協議するものとする。